

## 「丘のまちびえいまちづくり寄附贈呈品」

### 町内宿泊施設利用券について

美瑛町の宿泊施設でご利用いただける「宿泊施設利用券」についてご案内します。

宿泊施設利用券 1枚 5,000円（発行日から3年間有効）

利用可能施設 別紙「ご利用可能な宿泊施設一覧」でご確認をお願いします。

#### 贈呈品枚数

特産品番号	寄附金額	宿泊施設利用券贈呈枚数
020-01	2万円	1枚
050-01	5万円	3枚
100-01	10万円	6枚
150-01	15万円	9枚

※利用可能施設は予告なしに変更となる場合がありますので、事前に宿泊施設にご確認くださいませようお願いします。

※利用券の再交付はできませんので大切に保管ください。

※有効期限、寄附者氏名、町長印のないものは無効です。

※本券は換金できません。

※寄附者本人以外が使用される際には、宿泊施設利用券をご利用される10日前までにメール（[biei-kifu@town.biei.hokkaido.jp](mailto:biei-kifu@town.biei.hokkaido.jp)）又は一般財団法人丘のまちびえい活性化協会（tel. 0166-76-5388）までご連絡ください。（平日9:00～17:00 ※12月31日～1月3日を除く）